様式第９号（参考）

山形県立新庄病院医師公舎賃貸借　共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、山形県立新庄病院医師公舎賃貸借に係る業務を共同連帯して実施することを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、賃貸借の履行期間終了後２年を経過するまでの間は解散しないものとする。

２　賃貸借の契約の相手方に選定されなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該賃貸借に係る基本協定書が締結された日に解散するものとする。

（構成員の名称及び住所）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　名称及び住所

　　名称及び住所

　　名称及び住所

（代表構成員の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表構成員とする。

（代表構成員の権限）

第７条　当企業体の代表構成員は、賃貸借に係る業務の履行に関し、当企業体を代表して、次の権限を有するものとする。

　（1）発注者及び監督官庁等と折衝する権限

　（2）代表者の名義をもって見積合せ、契約並びに代金の請求及び受領をすることに関する権限

　（3）復代理人の選任についての権限

　 (4) 当企業体に属する財産を管理する権限

　 (5) その他委託業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発

注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の遂行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、委託業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、業務の履行その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（業務分担）

第11条　各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第12条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員が

これを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協

議し損害の負担について決定する。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会により決定するも

のとし、構成員はこれに従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる場合においても第10条に規定する構成員の責任を免れるも

のではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第13条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（受託途中における構成員の脱退に関する措置）

第14条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が賃貸借契約を終了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち賃貸借契約の期間中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

３　前項の規定に従い、新たに費用が生じた場合には、脱退した者の負担とする。

（受託途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第15条　構成員のうちいずれかが受託途中に破産又は解散した場合においては、前条第２

項及び第３項の規定を準用するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第16条　当企業体が解散した後においても、成果品につき瑕疵があったときは、各構成員

が共同連帯してその責に任ずるものとする。

２　構成員のうち受託途中において第14条又は第15条の規定により脱退した者がある場

合、残存構成員が前項の規定による責に任ずる。

（協定書に定めのない事項）

第17条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとし、

委託業務の履行に関し特に必要がある事項については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

（代表構成員名）　　　　　　　　　　　　　　　他　　者は、上記のとおり山形県立新庄病院医師公舎賃貸借共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

（代表構成員）

住所又は所在地

氏名または名称

及び代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

（構成員）

住所又は所在地

氏名または名称

及び代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

（構成員）

住所又は所在地

氏名または名称

及び代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞